

# 第1部 調査の概要

## 1 調査目的

平成18年12月、第61回国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」(仮称)(以下「障害者権利条約」という)が採択され、平成20年5月に発効したところである。

わが国は、平成19年9月に署名を行ったが、今後、同条約の締結に向けて、国内法制度の整備等について検討していくに当たり、海外における障害者の権利の保護等に係る関係法制度の状況を調査、把握及び検証することは非常に有意義である。特に各国において、障害者の差別を禁止する行為規範が法律に定められ、これを具体的に実現するに当たり運用基準等を定めている場合には、その策定状況も調査する必要がある。

以上から、諸外国の法制度や運用基準等の調査等を実施することにより、当該法制度の実効性確保の仕組みを把握し、よって今後の障害者施策の実施に寄与することが、今回の調査研究の目的である。

## 2 調査期間

平成20年12月22日～平成21年3月27日

## 3 調査対象国

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、ニュージーランド、オーストラリア

## 4 調査内容

- (1) 障害者に対する差別禁止に係る法制度
- (2) 障害者に対する差別禁止に係る法制度に基づくガイドライン等
- (3) 障害者権利条約の締結に至る経緯(ニュージーランド、オーストラリアのみ)
- (4) 主要各国における障害者に対する差別禁止に係る国内法制度等の体系的な評価

## 5 その他

今回、報告書に掲載した各国の「保護・救済」、「監視」及び「推進」の機能については、その主要なものについて調査したものである。